

大口町告示第32号

大口町固定資産税等返還金支払要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町固定資産税等返還金支払要綱の一部を改正する要綱

大口町固定資産税等返還金支払要綱（平成6年大口町告示第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「土地又は家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税並びに資産割額に係る国民健康保険税について」を「固定資産税、都市計画税及び資産税割額に係る国民健康保険税について」に、「地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づき」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）の規定により」に、「除く」を「除いた」に、「固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）を支払う」を「過誤納金相当額及びこれに係る利息相当額を固定資産税等返還金（以下「返還金」という。）として支払う」に改める。

第3条を次のように改める。

（返還金の額等）

第3条 返還金の額は、次のとおりとする。

- (1) 過誤納金相当額は、10年の範囲内において、固定資産課税台帳、国民健康保険税課税台帳その他の課税及び収納に係る資料（以下「固定資産税台帳等」という。）によって算定するものとする。ただし、納税者が提示する領収書等によって過誤納金の納付額及び納付年月日を確認することのできるものについては、20年の範囲内において算定の対象とすることができる。
- (2) 利息相当額は、過誤納金相当額の納付があった翌日から返還金の支出を決定した日までの期間の日数に応じ、法第17条の4の規定に準じて計算した額とする。

第7条を次のように改める。

（その他必要事項）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。